

## 第2回障がい者施策推進協議会 会議概要

日時：平成25年3月8日（金） 午後2時から午後3時50分

場所：大阪市役所屋上階 P1 会議室

議題：①大阪市障がい者支援計画（後期計画）の進捗状況について（報告）

②第2期大阪市障がい福祉計画の進捗状況について（報告）

③専門部会の活動状況について（報告）

④平成25年度からの大阪市発達障がい者企画推進委員会の運営について

（案）

⑤平成25年度大阪市障がい者等基礎調査について

⑥指定相談支援事業の実施状況について（報告）

⑦各区障がい者相談支援センターの評価手法について

⑧各区地域支援調整チームからの提言要望に対する会等について

⑨真に支援を必要とする人々のための福祉施策の再構築について（報告）

⑩その他

出席委員：松端会長 佐藤委員 壺阪委員 中尾委員 西滝委員  
濱地委員 山野委員

障害福祉課・古松担当係長：ただ今から大阪市障がい者施策推進協議会を開会させていただきます。私は、本会の事務局といたしまして本日の司会を務めさせていただきます、福祉局障害者施策部障害福祉課の古松でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議事に先立ちまして、山田福祉局長からひと言ごあいさつを申し上げます。

山田福祉局長：失礼いたします。大阪市障がい者施策推進協議会の開会に当たりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。皆様方には、平素から大阪市の各般にわたり、格別のご支援、ご協力をたまわり、また、本日は何かとお忙しい中、本会議にご出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

大阪市では、現在、今年度からの大阪市障がい者支援計画、福祉計画に基づきまして、障がい福祉サービスの推進に取り組んでいるところでございますが、来年度からは、障害者総合支援法の導入が決定しており、また、昨年10月1日からは障害者虐待防止法が施行されております。本市においても、その法律に基づいて、新たな虐待防止体制を整備したところでございます。本市といたしましては、これら障がい福祉制度の大きな変化に対しまして、適宜、適切な対応をしていかなければならないと認識しているところでございます。また、一方で、大阪市におきましては市政改革が進められておりますけれども、この中で、真に支援を必要とする人々のための福祉施策の再構築といたしまして、これは

後ほどまたご説明させていただきますけれども、発達障がい者や医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者のための支援事業の構築も図ってまいっておるところでございます。本日は、前計画の進捗状況をご報告いたしますとともに、今後のスケジュールや専門部会でいただいたご論議等につきまして、ご説明をさせていただくことといたしております。皆様方の忌憚のないご意見をたまわりますよう、お願い申し上げます。

皆様方からいただきましたご意見等も踏まえまして、障がい福祉の充実に、より一層の取り組みを進めてまいりますので、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうかよろしくお願いをいたします。

古松係長：（出席者紹介、資料確認等）

松端会長：皆さん、改めましてこんにちは。今日は、先ほどお話がありましたように、4時に確実に終了しなくちゃいけない。一方、お手元にたくさんの資料がありますので、議題に沿って進めていきたいと思っております。この4月からは発達障がい者の総合支援法もいよいよ施行されますし、国の方も制度の枠組がようやく落ち着いてきましたので、それを踏まえて、大阪市なりに、より障がい者の施策が充実するように進めていけたらなあという風に思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、お手元の次第に沿いまして、まず議題の1ですね、大阪市障がい者支援計画後期計画の進捗状況についてということで、よろしく願いします。

#### 【議題1、2について】

中島障害福祉課長：（資料1、資料2により一括して説明）

松端会長：はい、ありがとうございました。最初の方は障がい者支援計画、障害者基本法に基づく計画の進捗状況、具体的な実施状況の説明と、それから、A3版の大きな横長の資料ですけれども、障がい福祉計画、障害者自立支援法に基づく、具体的な数値目標の入ったもの、この進捗状況です。いかがでしょうか、何かご意見。

佐藤委員：肢体障害者協会の佐藤と申します。交通局の民営化問題が話題になっておりますよね。民営化になったら、バリアフリーとか、そういう問題がどうなるかでございませぬ。過日、2月19日のモニター部会では、なかなか色よい返事がございませぬ、それで、よろしく願いいたします。

松端会長：大阪市営の地下鉄の民営化でいいんですかね？（バスも。）民営化に関しては、大阪市の公共事業であれば、市の責任でバリアフリー等の配慮がしていけるけれ

ども、民営化しちゃうと、結局、経営合理化で、お金のかかることはどうしても後回しになる。

佐藤委員：また、地下鉄とバスを分離するそうですが、地下鉄はまだ儲かっているのですわ、黒字経営ですね。それで、バスなんか赤字でしょう。そんなら、ほかの赤バスとかそういうのを全部切り捨てるかわからない。可能性は大ですな。ほんまに、大阪のバリアフリーといたら、最先端を行っておりますわ。政令都市でみな会議があるのですけど、それに行って、ワンルートというのはなかなかないそうです。大阪市はだいたいみな完成して、130 駅でした？全部エレベーターが付いているし、それは説明して、皆さんにご理解してもらっているのですけどね。

松端会長：公共交通機関にバリアフリーは、大阪は本当にそういう運動もずっとしてきましたし、先進的であるということですけど、いかがでしょうか。

交通局・木田総務課長：交通局の総務課長の木田でございます。平素はご協力たまわりまして、ありがとうございます。先ほど、佐藤委員の方からご質問がございまして、ご紹介いただきましたように、私どもの交通局的バリアフリー委員会のモニター部会の方に佐藤委員にはご出席をさせていただいております、日々から、私どものバリアフリーに対するご指導をいただいております。確かに、ご指摘のように、公営交通であるからこそ、バリアフリーに積極的に取り組んでいるのであって、民営化することによりまして、バリアフリー施策に対する水準が低下するのではないかというご懸念、たくさんの方からそういうご意見を頂戴しているところでございますけれど、私どもは、むしろ、民営化することによりまして、ご利用いただいておりますお客様、あるいは市民の方のそういうお声、ニーズにしっかりとお答えすることが、経営判断の大本であると、このように考えてございますので、十分な水準となるよう、地下鉄の場合は新会社に引き継いでまいる。むしろ、今ご紹介いただきましたように、すでに私どもの地下鉄 133 駅でございますけれども、ホームから地上までのエレベーターによるワンルート、これはもうすでに完成してございます。そういう、他都市や他の民鉄さんよりも先行して、率先して取り組んできた、そういう方針を、新しい民間会社になりまして、その方針を引き継いでいくと、そのように考えておるところでございます。また、バスも問題につきましては、これは新会社ではなくて、民間譲渡という手法を今考えておるのですけれども、もうすでにご案内のとおり、私どもの市バスにつきましては、全車両ノンステップ化を達成してございますし、そういうバリアフリーに関する施策を十分に引き継いでいただけるような、公募する際にはそういう条件を、制限をかけさせていただいて、引き続き、私どもが取り組んでまいりました施策を引き継いでいくことを評価するような手法で事業者の選定をしまいたいと、かように考えておるところでございます。

なお、赤バスの問題につきましては、実は、この民営化の議論をいたします以前の時代から、乗車人員の一定の標準値を決めてまいりまして、その目標値が達しない場合は、民営化の議論がある前から、廃止をさせていただくということで、議論もさせていただいて、

そのような方向性で進めてまいりました結果、29系統のうち3系統を除く26系統が、その目標値に達しないということでございましたので、この3月末日をもって、赤バスについては廃止をさせていただくと、このような方向性で取り組んでまいったところでございますので、その点につきましてはご理解たまわりますように、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

松端会長：はい、ありがとうございました。今のでよろしいでしょうか？

西滝委員：西滝です。民営化の中身を見てびっくりしたのですが、株式会社の大阪地下鉄に統合ができて、今の交通局の部長や課長がそのまま流れていったという、よくわからないのですが、本当の意味で民営化になるのではなく、大阪市の別会社を作る形のような。ともかく私が聞きたいのは、部長がおられるところで、今、大きな改革が大阪市で進んでいますよね。皆さんもご存じだと思いますが、よくわからないのだが、特にわからないのが、福祉がどう変わるのか、全く見えていない。もっと細かく言えば、例えば、各区の立場が上がって、局が下がるというお話で、2015年以降は、例えばこういう審議会がどういう立場、位置づけになるのか。区の力が強くなって局が弱くなったら、はたして大阪市がまとまって支援計画みたいなのをコントロールする力があるのかどうか。そもそも、大阪市がなくなるのですよね。つまり、大阪府の計画に入ることになるのか、よくわからないのですが、偉い方がおられるので、説明してほしいと思っております。

松端会長：市の改革全体のねえ、いかがでしょうか。

出海障害者施策部長：障害者施策部長の出海でございます。私も、なかなかお答えしにくい内容がたくさんあるのですけれども、大阪市が今後どうなるかというのは、まだ決まったことではないのですけれども、それぞれの基礎自治体ということで分かれれば、今の形だけの話です、これは何がいいか、悪いかではなくて、今の形とすれば、それぞれの自治体ごとでこういった計画を作ってやっていくということになるのだろうと思っております。ただ、直ちに、自治体が分かれた時に、例えば今やっている業務も、すべてそれぞれごとの自治体にすぐ移行できるのかとか、当面の間、一定こういう形でやっっていくとか、そういったことは、これから当然議論が出てくると思っております。それと、そもそも、今回、新たな都市制度を作ろうということいろいろと議論がされていますので、そもそも広域行政体とそれぞれの新たにできる基礎自治体とがどういう役割を担っていくのかということも、これからの議論になってくると思っておりますので、なかなか、今、明確にこういう答だということができないところがあるのですけれども、非常にばくつとした言い方になって恐縮ですが、いろんなそういう役割も含めてこれから議論されていくということになるかと思っております。

松端会長：はい、ありがとうございました。どういう方向に行くかといったら、まだ試行錯誤で、確実に方向が決まっている訳じゃありませんので、この委員会の役割としては、

障がい者施策の個別具体的な状況を見ながら、その都度課題があったら指摘をし、改善の提言をしていくことだと思います。よろしいでしょうか。

西滝委員：西滝です。大阪市には夢があるらしいですね。道頓堀にプールを造るとか、大阪城から天満まで歩道を造るとか、いろんな夢があると思いますけど、福祉の夢が全く出てこないのはなぜだろう、という質問です。

出海部長：先ほど、ちょっと松端先生からもお話しいただいたのですが、我々、なかなかこの先、今の議論がどうなっていくかというのは、我々お答えしにくい部分もありますけれども、後ほどいろいろご説明させていただく中にも、来年度、いろいろ新たな取り組みをしたいという内容も入っております、我々の立場としましては、どういう形になろうと、本当に必要な施策というのは必要なものということで、自治体の形がどうなるかが、それはしっかりと守るようにやっていきたいと思っていますので、そういう意味では、皆さん、こういった場で、ぜひ、大阪市がどうなるかということではなくて、本当に必要な施策とかご提言をいただければありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

松端会長：残念なことに、大阪市に限らず、国の選挙においても、福祉の話題というのはどうしても後回しになる傾向がありますので、やはり、当事者の方を中心に日々の暮らしを踏まえながら、具体的に課題を指摘したり、改善の提言をしたりということを地道に続けていくしかないと思いますね。そういう面ではこの推進協の役割があると思いますので、継続的に、あきらめずに頑張っていけたらなと思います。よろしいでしょうか。

西滝委員：西滝です。具体的に計画の中身から説明していただいたのですが、見出しが少し合わないなと思ったところがあるのですが、8ページになります。「当事者活動の支援」の見出しが、②のところ、社会参加推進事業でいろいろあるのですが、平成25年度の予算案を見ますと、バツサリ削られております。うちの聴覚障がいも、視力障がいも、肢体障がいも、なぜかわかりませんが、スポーツ活動と余暇活動がバツサリ予算が切られております。そこで、見出しが「当事者活動への支援」というのでは合わないの、で、「当事者活動への支援の後退」というような見出しに変えられてはいかがでしょうか。

松端会長：25年度予算でバツサリと切られているということです、この辺り、いかがでしょうか？

中島課長：すべてバツサリではないけれど、一定、見直しをさせていただいたところもありますので。西滝委員のおっしゃってますのは、身体障害者団体協議会の方に委託をさせていただいております、こういった社会参加の事業の内容かと思います。一定、我々の方といたしましても、厳しい財政状況ではございますけれども、必要なサービスについては確保していきたいというのは当然でございますけれども、その中でも、いくつか見直し

を求められている厳しい状況がございますので、その辺もご理解いただけるかなと思っておりますけども、我々も、できる限り事業に支障のないようには検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

西滝委員：西滝です。見直しという言葉は、支援しないという意味になるのでしょうか。支援計画が弱くなるという意味でしょうか？

中島課長：決して支援をしないということではございませんで、我々も、各団体さんの活動につきましては、引き続き支援をしていきたいなとは思っています。その中でもいろいろ見直しをしないといけない部分もございますので、そこは一定、ご理解もいただくところはあると思っておりますけども、できる限り、我々も守っていくものは守っていきたく。その中でも、やはり事業の見直し案等がございますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

松端会長：ありがとうございました。少し議題が盛りだくさんでありますので、また後ほど、機会がありましたらお願いします。次、議題3ですね。専門委員会の活動状況について、お願いします。

#### 【議題3について】

中島課長：（資料3により説明）

松端会長：ありがとうございました。いかがでしょうか？

西滝委員：西滝です。今、法律の関係で、昨年10月から虐待センターができていると思うのですが、市の虐待防止センターはどこにあるのでしょうか？

地域福祉課・山本課長：地域福祉課の相談支援担当課長の山本と申します。障がい者虐待防止法の中では、市町村が虐待防止センターの機能を果たすものという風に規定されておりまして、箱物としての虐待防止センターというものを必ずしも設けないといけないというわけではございません。大阪市の場合、各区の保健福祉センターと各区の障がい者相談支援センター、それから障がい者基幹相談支援センター、それからこの市役所の中にあります私ども地域福祉課と障害福祉課、それぞれが、虐待防止の普及啓発であったり、通報・届出の受付業務であったり、相談業務であったりを担っておりますので、全体としまして大阪市の虐待防止センターの機能を担っているという形になっております。

西滝委員：西滝です。では、具体的に虐待の件数は、家族関係の虐待と、施設と、事業所、企業、それぞれに10月から何件ぐらいあるのか、通告の数とかを詳しく知りたいと思います。

山本課長：相談支援担当課長、山本でございます。10月から12月までの通報件数につきましては、集計ができております。10月から12月までで56件の通報がございまして、養護者による虐待については56件でございました。施設従事者等による虐待につきましては19件、10月から12月の3か月で19件、それから使用者による虐待につきましては4件の通報がございました。そのうち、虐待と判断した件数につきましては、今のところ、ご報告できる形で数字が出ておりますのが10月分だけなのですが、10月分について申しますと、養護者虐待につきましては22件の通報がありまして、11件が虐待と判断をしております。それから、使用者につきましては4件の通報のうち、虐待と判断したものはございません。それと、施設虐待につきましては、19件の通報のうち1件だけ、虐待ありという判断になっております。

松端会長：はい、ありがとうございます。虐待防止センターそのものを作るということではなくて、各区及びこの本庁の障害福祉課、地域福祉課でそれぞれに機能を担うということです。で、相談件数につきましては、先ほど報告があったとおりです。ありがとうございました。そのほか、いかがでしょうか？よろしいでしょうか。では、次は、議題の4ですね。平成25年度からの発達障がい者企画推進委員会の運営について、お願いします。

#### 【議題4について】

中島課長：（資料4により説明）

松端会長：発達障がい者の支援部会でいいのですか？

中島課長：名称はこれから検討していきたいと思っておりますけれども、そういった内容になるかなと思っております。

松端会長：発達障がい児の支援を考える専門の部会ということで、先ほど報告があった二つの部会に加えて、三つ目の部会として設置をするということではよろしい？委員会につきましては、これから人選をしていくということですが、いかがでしょうか。それでは、次が議題の5ですね。障がい者支援の基礎調査についてということで、お願いします。

#### 【議題5について】

中島課長：（資料5により説明）

松端会長：現在の計画の見直しが26年度？

中島課長：今の24、25、26の計画を見直して、27年度から新たな福祉計画になりますので。

松端会長：それに先立って来年度？

中島課長：はい、来年度調査をさせていただく予定です。

松端会長：来年度というのは、今度の4月から？（そうです。）4月からの秋にこの基礎調査をすると。スケジュールとワーキングのメンバーを考えているということですが、いかがですか。よろしいですか。それでは、次は6番ですね。指定相談支援事業の実施状況についてということで、お願いします。

#### 【議題6について】

中島課長：（資料6により説明）

松端会長：はい。相談支援体制の充実というのが、自立支援法の改正、あるいは総合支援法の大きな具体的な成果だと言えますけども、実際、大阪市の状況ですね、資料をよく見ても、全体的に低調な状況なんですね、先ほどご説明いただきましたように。で、国に対して、相談支援体制が充実するように、大阪市としても提言していきたいということですが、いかがでしょうか。

西滝委員：西滝です。数字を知りたいのに、教えていただきたいのですが。一つは、障がい福祉サービス全体の利用者の数、何人いるのか、もう一つは、施設入所者の数。それから、病院ですね、精神の関係で病院に入っておられる人、その辺りの数字を知りたいので、教えていただけますでしょうか。

西端障害支援課長：障害支援課長の西端と申します。障がい福祉サービス、自立支援給付等ございますけれども、そのサービス利用者の数ということですが、すみません、具体的に資料を手持ちで持っておりません、ただ、大阪市内ですね、2万人を超える方々にご利用いただいているという状況がございます。

こころの健康センター・松本担当課長：こころの健康センターの精神保健課長の松本でございます。精神病院入院の数ということで、大阪市民で入院されている数ということで



よろしいでしょうか。昨年の6月現在の入院患者調査になってまして、で入院患者数は4,500弱ですね、4,484名ということで、大阪市の方が入院されているということでございます。

西滝委員：西滝です。施設入所についての数はおわかりになりますでしょうか？

西端課長：障害支援課長の西端でございます。今、障がい者の方々の施設の入所のサービスも、自立支援給付の中でのご利用ということになっておりまして、個々のサービス利用に係る人数を持ってきておりませんので、後ほど伝えさせていただきたいと思っております。

松端会長：最初の方であった資料2のところの説明で、目標で精神障がいのある方の地域移行が、大阪市では目標が822名のところ、23年度末の進捗状況41%ということで、精神障がいの方の退院促進に関してはちょっと苦戦している。一方、知的障がい者の入所施設からの地域への移行に関しては、目標数が480人に対して111%。それから、入所定員の削減に関しても、1,557人という目標に対して127.1%ですから、知的障がい者の入所施設の地域移行、あるいは定員削減に関しては、目標以上の成果を上げていて、精神障がい者は苦戦しているということですね。それから、そういう精神障がいの方も含めて地域移行をしていくためには、相談支援体制の充実が必要になってくるのですが、それに関しては、先ほど言ったように低調で、特にサービス利用計画に関しては、今、2万人強の方がサービス利用者ということですから、2万人の方に対して26年度末までにすべてサービス利用計画を作成するというところでよろしいですか？

西端課長：2万人を超える方々が利用していただいているのですが、それは、個々のサービスごとの累計になっているのですけれども。

松端会長：実質はもうちょっと、あれ？（そういうことになります。）実人数はもう少し絞られるけれども、それぞれの方に関してサービス利用計画を作成するということになりますので、相談支援体制を充実していかなければいけないのですが、サービスの報酬単価が低いとか、それから、さまざまな事業に報酬がつかなかったとかいう弊害もあって、なかなか事業者が手を挙げてくれないし、相談支援が進まないということですので、これは障がい者施策を推進していく上でも重要な課題ですので、市として善処、対応できる面と、国の方に対応していただかないといけない面がありますので、国へ提言しつつ、大阪市としても充実を図っていくと。よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、次が7番ですね。各区障がい者相談支援センター評価手法についてということで、お願いします。

【議題7について】

中島課長：（資料7により説明）

松端会長：ありがとうございました。ということですが、いかがでしょうか。

西滝委員：西滝です。確認なんですけれど、職員の適正配置のところでは、職員の資格ですけれども、相談支援専門員の名前が記載されていないのですけれども、よろしいでしょうか。あいまいな。

中島課長：これは基準でございますので、具体的に項目にする時には、もう少し絞っていく形になるかと思うのですけれども。基準があいまいだということですね、西滝委員の指摘は。

西滝委員：法律に基づいて進めていただきたいと思います。

中島課長：当然、我々の委託相談でございますので、当然、法律と我々の委託内容に基づいてきちんと職員が配置されているかどうか確認させていただきたいと思っております。

松端会長：よろしいですか。そのほか、いかがでしょう。

中尾委員：医師会の中尾ですけれども、評価する時にですね、委託されている所が自己評価する部分に関しては、ある程度きっちり書けて、それに対して改善点はこうだと書けるんだと思うのですけれども、実際問題、協働する関係機関とか、関係団体が、本当にこの自己評価で記載されているようなことができているのかどうかという評価というのは、なかなか難しいとおもうんですね、市の職員の方が行かれたとしても。だから、基本的に客観的評価ということをおっしゃるけれども、自己評価が本当に正しいのかどうかという部分をチェックするような仕組み等がないと、ちょっと難しいかなという感じがしているのですが。その点の自己評価の使い方を教えていただければと思います。

松端会長：自己評価していただいたのをベースに、市の方が訪問して調査をするということなので、そもそも、そこがちゃんとできているかどうかのチェックはどうするのですか。

中島課長：今回、自己評価していただいた分を我々職員がチェックするというので、それでどこまで担保できるかということかと思うのですけれども、私ども、悪いところを見つけたというよりも、よりよくしていただきたいというところがございまして、我々、それぞれ委託、一定させていただいておりますので、委託内容と照らし合わせたりしながら、今の基準でさせていただきたいと思っております。なかなか、どこまで客観的に見られるかというのも、非常に難しい課題かなとは思っておりますけれども、私ども、でき

る限り客観的な評価ということができるような手法というのは、今後、また検討もさせていただきたいと思っております。

松端会長：この自己評価表に基づいて、ちょっと監査っぽくなっちゃいますけどね。訪問して、根拠の資料をその都度提示いただいてしていくと、自己評価に書かれたことが適切なかどうかといったチェックもできるかと思うのです。ただ、あまりやると、監査みたいになるので。

中島課長：よりよい支援をしていただくということが目的ですので、監査みたいな形ではなくてですね、やはり、いろいろな課題をお互いきちっと評価する一つのツールとしてよりよい支援をしていただくということが目的ですので、悪いところを指摘するというのではなくて、それぞれ赴きまして、課題を話し合いながら改善していただくためのツールのような形でできたらなと思っておりますけども。それでも、それがどこまで客観的なのかということについては、我々も検討させていただきたいと思います。

松端会長：監査とかチェックではなくて、この評価指標をツールとして用いて、相談支援の充実を図っていくのだという趣旨の部分をちゃんと示していただいて、その目的を共有した上で作業していくと。あとは歩きながら考えるような形なので、その都度課題を上げていただいて、出てきた課題に対して少しずつでも階段を上がっていくということです。ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次は議題8ですね。各区の地域支援調整チームからの提言要望に対する回答について、お願いします。

#### 【議題8について】

中島課長：（資料8により説明）

松端会長：16件ということですか？

中島課長：はい、4区から16件上がっております。

松端会長：4区から16件の要望があって、それに対してそれぞれ回答していくと。で、この要望自体は去年より減ってきている？

中島課長：そうですね。去年と減ってきて、区からの要望というのは減ってはいるんですけども、全体的に減少している状況でございます。

松端会長：介護保険への移行の話とか、発達障がい者の支援、相談支援体制の充実、移動支援、それから一時保護ですよね。いかがでしょうか？

壺阪委員：社会福祉協議会ですけれども、件数が減ってきているということで、新たな類型のところが増えているということなんですけれども、4区16項目、他の区はあまり出てきていないのですかね？問題は自覚しているけれども、要望はされていないのか？

中島課長：たぶん、区の方ではいろいろと要望が出ているとは思いますが、それぞれ精査されまして、我々のところに上がってきていますのはこの16件になっております。一部の区では取り下げたということも出ておりますけれども、ちょっと理由はわかりませんが、区の方で、一定判断をされて取り下げたということもあるという風には聞いておりますけれども。

松端会長：よろしいですか？これも、言っても仕方がないことも、たぶんあるでしょうから。要望する側も、経過とともにだんだん精査してきて、ちゃんと市に言って対応してもらえそうなものに、要望する側も精査することもあるんじゃないかなあ。

中島課長：それもございますし、我々の答えもまだまだ、正直、十分な回答となっていないところもあるかと思います。ただ、我々もこれについては課題認識はさせていただいておりますので、引き続き、区から上がってきた課題については検討していきたいと考えております。

西滝委員：西滝です。虐待防止の関係の提案が多いのですが、わからないのは、新しくできた基幹相談支援センターは、虐待センターを兼ねないという方針でしょうか？

中島課長：障害福祉課長の中島ですけれども。基幹相談センターもですね、一定、虐待防止の啓発として機能を持っておりますので、そういった役割を担っていただいているところでございます。

西滝委員：西滝です。動くということはしないという意味ですね？

中島課長：実際に虐待の窓口になっていただきますのは、各区の区役所でありまして、障がい者相談支援センターの方が虐待の通報窓口という風に位置づけをしておりますので。基幹相談センターが具体の窓口になるとか、虐待に対応するというのではなくて、基本的には各区の身近なところに対応していただくという形で考えております。ただ、中身によっていろいろとバックアップしないといけないという状況が出てくる時には、基幹相談センターが関わってくる場合もあるかと思います。

松端会長：はい、ありがとうございました。センターがあったらわかりやすいことはわかりやすいでしょうけれども、市内、人口も多いですから、各区で分担しながら機能を果

たすというのは、考え方はいいと思います。市民にわかりやすくこれが伝わらなくちゃいけないので、啓発の面で。

中島課長：パンフレット等で啓発もさせていただいておりますし、ホームページ等でも各相談窓口はどこかということについてはお伝えしているところでございます。

松端会長：ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか？では、次が9番です。真に支援を必要とする人々のための福祉施策の再構築についてということで。

#### 【議題9について】

中島課長：（資料9から資料11により説明）

松端会長：はい。特に二つの点に焦点を絞ってということで、一つは発達障がい者支援の充実、もう一つが重症心身障がい児者の支援ということで説明いただきましたけども、いかがでしょうか。発達障がいに関しては、先ほどの議題にもありましたけれども、専門部会を置いたり、あるいは発達障がい者支援室を4月以降設置する等して充実を図っていくと。重症心身障がい児支援については、医療的ケアの観点も含めてということですが、いかがでしょうか？よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。以上ですか、議題は？資料12というのは？

中島課長：資料12につきましては、今回、発達障がいの方の支援の現状を把握するという意味で、昨年9月に実施をさせていただいたアンケートでございます。これは参考として添付させていただいているものでございますので、またご一読いただければと思っております。

松端会長：すでに実施したアンケート調査の概要についてと、参考にご覧くださいということですね。よろしいでしょうか、参考に見てください。ということで、議題は、次、10番、その他はいかがでしょうか？

中島課長：その他については、特別ございませんので、はい。議題につきましては以上でございます。

松端会長：ありがとうございました。4時までに会場を空けなくちゃいけないのです。少しだけ、あと時間がありますが、いかがでしょうか？何か言い残したこととかありましたら。すべての議題を振り返っていただいて結構です。よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、審議の方は終了したいと思います。どうもありがとうございました。

出海部長：障害施策部長の出海でございます。本当に、皆さん長時間、ご議論と言いますか、非常に時間的な制約もある中で、まだまだ言い足りない部分もたくさんあったかもしれないけれども、いろいろ貴重なご提言、ありがとうございました。本日のご意見を踏まえまして、また施策にもいろいろ反映させていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、本当にありがとうございました。

古松係長：それでは、これをもちまして大阪市障がい者施策推進協議会、閉会とさせていただきます。本当にありがとうございました。